

可児市農業委員会第6回農業委員会総会議事録

開催日時	令和元年6月5日（水）午後1時30分から2時30分
開催場所	可児市役所 4階第3会議室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、 二宮 章二、鈴木 啓之、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、渡邊 千春、 山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春
欠席委員	奥村 武司
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第33号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第34号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第35号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第36号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対 する決定について
議長 (菱川会長)	<p>令和元年第6回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席につきましては、9番奥村武司委員より欠席届が提出されておりますので、出席委員は13名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員については、出席委員は9名です。</p> <p>これより、令和元年第6回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は議長において、10番續木明彦委員、11番兼松君子委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、議案第33号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	日程第2、議案第33号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有

権移転申請に対する許可の内容について、説明します。

申請の内訳としましては、売買による所有権移転1件です。

この案件は、土田の方と土田の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要としましては、土田字大道、地目は田、面積は198㎡の農振農用地です。

譲受人は、申請地の近隣で耕作しており、今回申請地を取得して経営規模を拡大することです。譲受後の耕作面積は5,625㎡となります。

農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。以上で説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。
土田、お願いします。

井 藤 委 員 この場所は、とうのう病院の西でありまして、経営規模を拡大することについては何ら問題ないと思われま。

議 長 只今、地元委員から発言がありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第33号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、当委員会として許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は当委員会として許可することに決しました。

議 長 日程第3、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 日程第3、議案第34号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明します。今月は3件の申請があります。

受付番号1の案件は、塩の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、塩字浦之田、地目は畑、面積は266㎡、農振白地の2種農地と判断され、隣接する住宅と一体利用する必要があり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないという土地です。

転用目的は、一般個人住宅の倉庫・庭・進入路にすることです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はございません。

無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。

この案件は、農地法第4条受付番号2と同時申請ですので、続けて受付番号2について、説明いたします。

土地の概要は、塩字浦之田外1筆、地目は畑、面積は合計189㎡、農振白地の2種農地と判断され、隣接する住宅と一体利用する必要があり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないという土地です。

転用目的は、一般個人住宅の庭・進入路にするとのこと。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はございません。無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。受付番号3の案件は、名古屋市瑞穂区の方が農地転用の許可を求めるものです。土地の概要は、下恵土字峠、地目は畑、面積は54㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、隣接地を一体利用して貸倉庫敷地にするとのこと。周辺農地への被害防除策としましては、隣接する畑との間に石積みすることにより土砂等の流出を防ぐとしております。

雨水排水は民間排水路へ排水、汚水排水はございません。無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。

以上の各案件は、周辺への影響には、十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。以上で説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

日比野委員 受付番号1、2、塩をお願いします。

この土地2つにつきましては、前の所有者が亡くなったその相続の間に判明したものとされます。

議 長 1番の現地については、トラクターの倉庫が建っております。2番については、アスファルトで舗装がされております。いずれも特に問題はないと思われれます。

可児(勉)委員 受付番号3、下恵土をお願いします。

3番可児が説明します。

この案件につきましては、先ほど事務局から詳しい説明があったとおり、一般基準判定はすべてクリアされております。

議 長 場所は、JAめぐみの下恵土支店と隣り合わせの土地で、お兄さんが弟さんに貸すというところで申請が出ております。特に問題はないと見受けられます。

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第3、議案第34号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、許可相当として県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は許可相当として県に進達することに決しました。

議 長 日程第4、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 日程第4、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転が 11 件、贈与による所有権移転が 1 件、賃借権の設定が 1 件の合計 13 件です。

受付番号 1 の案件は、広見の方外 1 名と美濃加茂市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字貴船、地目は田、面積は 1,180 m²、農振白地の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、分譲住宅を 5 棟建築することです。

周辺農地への被害防除策は、L 型擁壁を敷設して、土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

開発協議については、対象案件となっています。

その他としまして、申請地東側の水田からの排水先が、現況では申請地及び南側に隣接する水田への排水になっているが、当事者で協議を行い、排水先を申請地の北側の水田へ流入することで排水先を確保するとなっております。

受付番号 2 の案件は、愛知県丹羽郡大口町の方と愛知県安城市の法人との賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見六丁目、地目は畑、面積は 238 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、ホテル業駐車場を整備することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設して、土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はございません。

この案件は、農地法第 5 条受付番号 3 と同時申請です。

受付番号 3 の案件は、下恵土の方と愛知県安城市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見六丁目、地目は畑、面積は 242 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、ホテル業駐車場を整備することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設して、土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はございません。

この案件は、先ほどの農地法第 5 条受付番号 2 と同時申請です。

受付番号 4 の案件は、大森の方と大森の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字松伏、地目は田、面積は 232 m²、農振白地の 2 種農地と判断され、隣接する住宅と一体利用する必要があり、周囲も転用事業者の所有地で囲まれているため、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないという土地です。

転用目的は、隣接地を一体利用してガス器具部品組み立て加工業駐車場を整備することです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はございません。

現地確認の際、西側の空き地の地目は何かというお尋ねがありましたが、一体利用地の隣接した西側には3筆土地があり、いずれも登記地目としては山林、現況としては雑種地となっております。

受付番号5の案件は、羽崎の方と羽崎の方との贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、羽崎字二町田、地目は田、面積は980㎡、農振白地の2種農地と判断され、可児市内の土地を選定したところ、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないという土地です。

転用目的は、一般個人住宅及び建設業事務所を建築することです。

雨水排水は土地改良排水路へ排水、汚水排水は合併処理浄化槽を設置し、土地改良排水路へ排水します。

この土地については、平成31年3月18日付で農振除外された農地です。

現地確認の際、浄化槽排水の排水先付近に水田への取水のための堰があることから、堰よりも下流側に浄化槽の放流口を設けるべきという要望がありましたので、申請者に伝えたところ、対応可能という回答をいただいています。

また、南側の市道25号線ですが、都市計画道路に位置付けられており、道路分のセットバック概ね2mから3mを考慮した計画になっています。

受付番号6の案件は、室原の方と室原の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、室原字黒石ヶ洞外3筆、地目は畑、面積は合計592㎡、農振地域外の2種農地と判断され、可児市内の土地を選定したところ、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないという土地です。

転用目的は、隣接する原野を一体利用して、芝生養生場を整備することです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はございません。

受付番号7の案件は、土田の方と下呂市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字宿、地目は畑、面積は198㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、隣接地を一体利用して、建設業資材置場を整備することです。

雨水排水は自己用側溝を通じ排水、汚水排水はございません。

無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。

受付番号8の案件は、土田の方と東京都練馬区の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字下切、地目は畑、面積は483㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、分譲住宅を3棟建築することです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設して、土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

受付番号9の案件は、下恵土の方と川辺町の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字清水外1筆、地目は畑と田、面積は合計306㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、貸駐車場を整備することです。

周辺農地への被害防除策は、北側の境界にコンクリートブロック積みが敷設されています。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はございません。

無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みです。

受付番号10の案件は、今渡の方と今渡の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字小豆田、地目は畑、面積は547㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、貸駐車場を整備することです。

周辺農地への被害防除策は、ブロック土留めを施工し、水路に被害を及ぼさないことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はございません。

受付番号11の案件は、今渡の方と今渡の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は82㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築することです。

周辺農地への被害防除策は、既設のコンクリートブロック積みにより土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

この案件は、事業計画変更受付番号1と同時申請です。

受付番号12の案件は、今渡の方と今渡の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字大東、地目は畑、面積は725㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、共同住宅を1棟建築することです。

周辺農地への被害防除策は、周囲にブロック積みを施工することです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

受付番号13の案件は、下恵土の方と土田の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字堀田、地目は畑、面積は1,737㎡のうち779㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、4区画に宅地分譲することです。

周辺農地への被害防除策は、ブロック積み擁壁を設置することです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。以上で説明を終わります。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いいたします。

受付番号1、2、3番、広見をお願いします。

推進委員9番溝口が説明させていただきます。

まず1番ですが、ショッピングセンターの1本東側の通りに面した、昨年も調査しましたが耕作放棄地となっていたところですが、ここは1,000㎡を超えますので、可児市の開発に掛かるということで開発協議をされながら、分譲住宅5棟を建てるといことです。

隣地の承諾も得ており、何ら問題はないと思われます。

続きまして、受付番号2番と3番ですが、この北側に昔ドラッグストアがあったんですが、今は解体されて更地になっています。ここに、8階建てのビジネスホテルが建てられる予定ですが、その駐車場として今回申請が出ています。2番については賃借権設定、3番については売買による所有権の移転での申請です。特に問題はないと思われます。

受付番号4番、大森をお願いします。

7番推進委員可児が説明します。

場所は、大森松伏、日帰り温泉施設の道路を隔てて北側にある工場の隣りの土地です。

田となっていますが、現在は畑で、柿や栗の木が植えてありますが、生産性の低い農地です。工場の駐車場が狭いため、申請地を駐車場に利用するというこです。何ら問題はないと思われます。

受付番号5番、羽崎をお願いします。

受付番号5番について、推進委員6番鈴木が報告します。

この申請地は、父親所有の農地を娘に贈与して、そこに住宅及び事務所を建てるとい計画です。資料の地図を見ていただきますと、右側に会社の資材置場があります。今回の申請場所は上を少し残して分筆していますが、残った部分は耕作をするとのこです。耕作をするなら東西で残さず、南北に残した方が仕事はしやすいと思ひますが、いろいろと意図があるのかもしれない。今回分筆された980㎡分に住宅及び事務所を建築するとい申請ですが、農振除外も済んでいますし、何も問題はないと思われます。

受付番号6番、室原をお願いします。

受付番号6につきて、7番委員二宮が現地確認結果について報告します。

物件は、ゴルフ練習場の南隣の山裾の傾斜地になります。現在一部で野菜が作られていますが、将来的には耕作放棄地になる可能性の高い土地です。今回芝生の養生場といこで転用はよかったと思ひます。隣接者への説明も済んでおり、また農業用排水への影響もないといこから、特に問題はないと思ひます。

受付番号7番と8番、土田をお願いします。

この用地は、土田小から南へ500mから700mぐらいのところ、去年までゴルフ練習場になっておりまして、今般資材置き場になるわけですが、周囲はすでに住宅地であります。排水ですが、現在既に整ってあります。始末書も出ており特に問題ないと思ひます。

8番の用地は、土田小学校のすぐ北に位置しています。周囲は住宅地になっておりまし

て、上下水道にも関係なく、農地としての影響はないと思います。

議 長
可児(勉)委員

受付番号9番、下惠土お願いします。

3番の可児が発表します。

場所は、市役所の北側、可児川を挟んで向こう側ですが、さつき大橋の北詰めの東に畑があるんですが、この畑を今回貸駐車場ということで申請が出されました。譲渡人が相続されて人に貸していた農地ですけれども、このまま放置しますと耕作放棄地となってしまいますので、こういう申請が出され、書類も不備なく隣地の印もあります。

始末書がありますけれども、現地確認すると小さなスチールの物置がありました。これ以外は何も問題ないと思われました。

議 長
浅野委員

受付番号10、11、12、13番、今渡お願いします。

推進委員1番の浅野です。受付番号10番について、現地確認の報告をします。

場所は、国道21号バイパス今渡東住吉交差点より南東へ150mで、薬品会社の隣接しているところです。転用目的は、譲受人はその薬品会社の社用車、従業員の自家用車のための駐車場を貸していますが、その駐車場を譲受人の関係者が使用することになり、その代替地として今回の申請地を購入するものです。

雨水排水は自然浸透です。

現地確認の結果では問題ないかと思われま。

引き続き受付番号11番について報告します。

場所は、住吉南交差点の西100mのところ、今渡交番の道路北側のところです。

転用目的は、隣接する宅地を一体利用して、一般個人住宅1棟を建築すると申請が出ています。なお、既設のコンクリートブロックにより、土砂等の流出を防ぐとしております。

上水道は、南側道路から引き、下水道は公共下水道へ、雨水排水は道路側溝へ流します。

また一体利用地があります。特に問題はないかと思えます。

引き続き受付番号12番について説明します。

場所は今渡交差点より南東へ300mのところ、JR太多線西側のところです。

転用目的は、共同住宅1棟を建築すると申請が出ています。上水道は南側道路から、下水道は公共下水道より、現地確認の結果特に問題はないかと思えます。

引き続き受付番号13番について報告します。

場所は、今渡鳴子西交差点から南東へ100mのところ、

転用目的は、宅地分譲4区画を整備すると申請が出ております。

隣地所有者への説明は済んでおります。上水道は前面道路から、下水道は公共下水道より、雨水排水は道路側溝へ流します。農業用排水への影響もないと思われ、現地確認の結果、特に問題はないかと思えます。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長

意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第4、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、これを許可相当として県に進達する

ことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は許可相当とし、県に進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 日程第5、議案第36号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明します。今回は1件の申請です。

この案件は、当初事業者の今渡の方と事業承継者の今渡の方との転用目的の変更による、事業計画変更の承認を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は82㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築することです。

周辺農地への被害防除策は、既設のコンクリートブロック積みにより土砂等の流出を防ぐことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

この案件は、先ほどご審議いただきました農地法第5条受付番号11と同時申請です。

また、当初計画者の譲渡人は、駐車場を整備する予定でしたが、造成費が予算を大幅に上回ったため事業を実施しなかった案件です。

なお、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万が一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。以上で説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いいたします。今渡、お願いいたします。

浅野委員 推進委員1番浅野です。現地確認の報告をします。

場所は、5条受付番号11と同じところです。

駐車場を整備する予定でしたが、変更して譲渡するもので、譲受人は一般個人住宅を建築することです。

なお、5条受付番号11と同時申請となっています。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【質疑なしの声あり】

議長 意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第5、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、承認相当として県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は承認相当として県に進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利

用集積計画に対する決定について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第 37 号の利用権貸借の説明の前に、先月の総会でお尋ねのあった解除条件付使用貸借について、説明内容を訂正します。

一般法人が農地の権利を取得するための要件として、「貸借契約に解除条件が付されていること」としており、解除の内容として、「農地を適正に利用しない場合に契約を解除する」という条件が付されていることが要件となります。解除条件付使用貸借の説明は以上です。

もう一点ですが、使用貸借による利用権を設定した耕作者が、高齢や病気などで営農が困難になった場合解除ができるのか、ですが、貸人と借人当事者同士で話し合い、合意解約することになります。以上です。

では、日程第 6、議案第 37 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明します。

今回の利用権設定は、使用貸借 2 件です。

受付番号 1 の案件は、土田の方外 1 名と土田の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、土田字大道の農振農用地で、地目は田、面積は 486 m²の新規設定で、令和 6 年 6 月まで 5 年間、利用集積を図るものです。

続きまして受付番号 2 の案件は、西帷子の方と愛知県犬山市の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、西帷子字大下の農振農用地で、地目は田、面積は 2,458 m²の新規設定で、令和 6 年 6 月まで 5 年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わります。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議長

意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 6、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は、これを承認し、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長

異議ないものと認め、本案件を「承認」し、市長宛てに報告することに決しました。

議長

以上をもちまして、本日の総会に付議された審議案件は全て終了しました。

続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、事務局から説明します。

一つ目ですが、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、5 月 1 日から 5 月 31 日までに届出のあった 5 月受理分について報告します。

下恵土の方外 4 名からの届出があり、田は 10 筆、面積 7,865.73 m²、畑は 7 筆、面積 1,707.00 m²、合計としまして 17 筆、9,572.73 m²です。

続きまして農地の適正管理についてですが、農地を耕作していないことなどから、近隣

の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられている農地について、農地所有者に対して適正に管理するよう指導を行った件についてですが、5月については、別添資料3のとおり2地区で苦情が寄せられましたので、書面にて適正管理の依頼をしました。

平成30年度の目標達成及びその達成に向けた活動の点検・評価案及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画案については、あらかじめ配布しておりますとおり、ホームページに掲載・公表して、市内在住の方に意見募集を行うものです。

令和2年度農林関係税制改正に関する要望については、岐阜県農業会議より農林関係税制改正に関する要望について別紙の案を提示しております。

以上の2点について、何かご意見等はございますか。

【意見なしの声あり】

次に、お手元に活動記録簿の記入例を配付しておりますが、農業会議からこのように活動記録を作成するよう求められています。特に、6条2項の欄については、農地パトロールにより遊休農地の発生防止・解消活動に繋がります。時間の合間に農地周辺を回り、農地の異変がないかみることがパトロールと位置付けることとなりますので、できるだけご記入ください。

連絡事項といたしまして、今後の日程をお伝え申し上げます。

現地確認は6月26日水曜日、令和元年第7回総会は、7月3日水曜日午後1時30分から全員協議会室での開催を予定しています。事務局からは、以上です。

議

長

これをもちまして、令和元年第6回可児市農業委員会の総会を閉会させていただきます。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。